

雇用・人材育成等

雇用調整助成金

事業の概要

景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的な雇用調整(休業、教育訓練または出向)を実施することによって、従業員の雇用を維持した場合に助成されます。

内 容

【主な受給要件】

- (1)雇用保険の適用事業主であること。
- (2)売上高又は生産量などの事業活動を示す指標について、その最近3か月間の月平均値が前年同期に比べて10%以上減少していること。
- (3)雇用保険被保険者数及び受け入れている派遣労働者数による雇用量を示す指標について、その最近3か月間の月平均値が前年同期に比べて、中小企業の場合は10%を超えてかつ4人以上、大企業の場合は5%を超えてかつ6人以上増加していないこと。
- (4)実施する休業等及び出向が労使協定に基づくものであること(とともに協定書の提出が必要)
- (5)過去に雇用調整助成金又は中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けたことがある事業主が新たに対象期間を設定する場合、直前の対象期間の満了の日の翌日から起算して1年を超えていること。

【受給額】

助成内容と受給できる金額	中小企業	中小企業以外
休業を実施した場合の休業手当または教育訓練を実施した場合の賃金相当額、出向を行った場合の出向元事業主の負担額に対する助成(率) ※ 助成額は、一人一日あたり8,490円が上限(令和5年8月1日時点)で、支給限度日数(延べ日数)は、1年間で100日分、3年間で150日分です。	2/3	1/2
教育訓練を実施したときの加算(額)	1,200円(1人/1日)	

問い合わせ先・参考URL 最寄りの労働局またはハローワークにお問い合わせください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/pageL07.html

産業保健相談

事業の概要

事業場の抱えている産業保健に関する様々な問題について、経験豊富な各分野の専門スタッフが具体的な解決方法を助言します。

労働衛生工学分野でのご相談、職場巡視等の実践的活動について、産業保健相談員が現地に出向き、具体的方法を助言します。(実施相談)

仕事中の「転倒災害」や「腰痛」等の労働災害防止に向けて、産業保健相談員が事業場を訪問して健康測定・チェック、社内セミナーの実施や実技指導、運動アドバイス等を行います。(実地相談)

内 容

【相談方法】

- ・ご相談は、窓口または電話、Eメール等で随時お受けします。
 - ・相談内容についての秘密は厳守しますので、安心してご相談ください。
 - ・ご相談は原則として無料です。
 - ・労働者個人に対する健康相談、保健指導等の業務は行っておりません。
- ※窓口相談日については下記問い合わせ先までご連絡ください。

【相談内容】

担当分野	相談事例
産業医学 労働衛生工学 メンタルヘルス 法令 カウンセリング 保健指導 治療と仕事の 両立支援 その他	健康診断後の就業上の措置、職場巡視の方法 職場の有害要因のリスク評価、作業環境の改善方法 職場のメンタルヘルス対策の進め方、職場復帰の進め方 労働安全衛生法、労働基準法の適用・解釈 職場におけるカウンセリングの進め方 勤務形態等に配慮した生活指導の方法 治療と仕事の両立支援を行うための職場環境の整備、 両立支援プランの作成など 運動指導を通じた労働者の健康保持増進

問い合わせ先・参考URL

独立行政法人労働者健康安全機構宮城産業保健総合支援センター

電話：022-267-4229

<https://www.miyagis.johas.go.jp/>

職場適応訓練費

事業の概要

職場適応訓練は、実際の職場で作業について訓練を行うことにより、作業環境に適応することを容易にさせる目的で実施するものであり、訓練終了後は、その訓練を行った事業所に雇用してもらうことを期待して実施するものです。訓練を行った事業主に訓練費が支給されます。

内 容

【主な受給の要件】

- (1) 以下に該当する事業主であること
 - 1 訓練を行う設備的余裕があること
 - 2 指導員として適当な従業員がいること
 - 3 労働災害補償保険、雇用保険、健康保険等に参加し、又はこれらと同様の職員共済制度を有していること
 - 4 労働基準法及び労働安全衛生法に規定する安全衛生その他の作業条件が整備されていること
 - 5 訓練終了後、訓練生を雇用する見込みがあること
- (2) 訓練期間は通常6か月(重度の障害者等は1年)以内、短期の場合は、2週間(重度の障害者は4週間)以内であること

【受給額】

1人あたり月額 24,000 円(重度の障害者 25,000 円)

短期の職場適応訓練は、日額 960 円(重度の障害者 1,000 円)

※なお、訓練生には雇用保険の失業給付が支給されます。

問い合わせ先・参考URL

最寄りの労働局またはハローワークにお問い合わせください。

<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/josei/kyufukin/d02-1.html>

建設事業主等に対する助成金(旧建設労働者確保育成助成金)

事業の概要

中小建設事業主や中小建設事業主団体等が、建設労働者の雇用の改善や建設労働者の技能の向上等をはかるための取組みを行った場合に助成を受けることができます。

内 容

本助成金は、以下の(1)～(12)の助成コースから構成されており、助成コースごとに定められた措置を実施した場合に受給することができます。

【主な受給要件】

○トライアル雇用助成金

(1) 若年・女性建設労働者トライアルコース

中小建設事業主が若年者又は女性を建設技能労働者等として一定期間試行雇用し、トライアル雇用助成金の支給決定を受けたこと

○人材確保等支援助成金

(2) 建設キャリアアップシステム等普及促進コース

建設事業主団体が実施する次の事業に対して助成します。

ア 中小構成員等(※)に対し、建設キャリアアップシステム(CCUS)の事業者登録、技能者登録、能力評価(レベル判定)または見える化評価の登録費用の全部又は一部を補助する事業

イ 中小構成員等(※)を対象に CCUS の事業者登録、技能者登録、能力評価および見える化評価の事務手続を支援する事業

ウ 中小構成員等(※)における CCUS の就業履歴蓄積に係るカードリーダーなどの各種機器やアプリなどのソフトウェア等の導入を促進する事業

(※):建設事業主団体の構成員である中小建設事業主等のほか、当該構成事業主と元下関係にある中小建設事業主等

(3) 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)(事業主経費助成)

建設事業主が若年労働者及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行うこと

(4) 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)(事業主団体経費助成)

建設事業主団体が、若年労働者及び女性労働者の入職や定着を図ることを目的とした事業を行うこと

(5) 若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業コース(建設分野)(推進活動経費助成)

広域的職業訓練を実施する職業訓練法人が、建設工事における作業に係る職業訓練の推進のための活動を行うこと

(6) 作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)(作業員宿舎等経費助成)

中小建設事業主が、被災三県(岩手県、宮城県、福島県)に所在する建設工事現場での作業員宿舎、作業員施設、賃貸住宅(※1)(以下「作業員宿舎等」という)の賃借により、作業員宿舎等の整備を行うこと

※1 賃貸住宅は被災三県に雇用保険適用事業所を有する中小事業主が建設労働者を遠隔地より新たに採用する場合に限る。

(7) 作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)(女性専用作業員施設設置経費助成)

中小元方建設事業主が自ら施工管理する建設工事現場に女性専用作業員施設を賃借により整備を行うこと

(8) 作業員宿舎等設置助成コース(建設分野)(訓練施設等設置経費助成)

広域的職業訓練を実施する職業訓練法人が、認定訓練の実施に必要な施設又は設備の設置又は整備を行うこと

○人材開発支援助成金

(9) 建設労働者認定訓練コース(経費助成)

中小建設事業主又は中小建設事業主団体(職業訓練法人など)が、職業能力開発促進法による認定職業訓練(※2)を行うこと

※2 広域団体認定訓練助成金の支給または認定訓練助成事業補助金の交付を受けている認定職業訓練であることが必要です。

(10) 建設労働者認定訓練コース(賃金助成)

中小建設事業主が、雇用する建設労働者に対して、有給で認定職業訓練(※3)を受講させること

※3 人材開発支援助成金(人材育成支援コース)の支給を受けていることが必要です。

(11) 建設労働者技能実習コース(経費助成)(※4)

(中小建設事業主又は中小建設事業主団体)

雇用する建設労働者(雇用保険被保険者に限る)に対して、技能実習を行うこと又は登録教習機関等で行う技能実習を受講させること

(中小以外の建設事業主又は中小以外の建設事業主団体)

雇用する女性の建設労働者(雇用保険被保険者に限る)に技能実習を行うこと又は登録教習機関等で行う技能実習を受講させること

(12) 建設労働者技能実習コース(賃金助成)(※4)

中小建設事業主が、雇用する建設労働者(雇用保険被保険者に限る)に対して、技能実習を受講させること

※4 有給で技能実習を実施または受講させた事業主が対象となります

問い合わせ先・参考URL

最寄りの労働局またはハローワークにお問い合わせください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kensetsu-kouwa/kensetsu-kaizen.html

人材開発支援助成金

事業の概要

人材開発支援助成金は、労働者の職業生活設計の全期間を通じて段階的かつ体系的な職業能力開発を効果的に促進するため、雇用する労働者に対して職務に関連した専門的な知識及び技能の習得をさせるための職業訓練などを計画に沿って実施した場合や人材育成制度を導入し労働者に適用した際に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部等を助成する制度です。

内 容

【助成メニュー】

I 人材育成支援コース

・職務に関連した専門的な知識及び技能を習得させるための訓練を計画に沿って実施した場合に助成

II 教育訓練休暇付与コース

・有給の教育訓練休暇等制度を導入し、実際に適用した事業主に助成

III 建設労働者認定訓練コース ・認定職業訓練または指導員訓練のうち建設関連の訓練

IV 建設労働者技能実習コース

・安全衛生法に基づく教習及び技能講習や特別教育 ・能開法に規定する技能検定試験のための事前講習 ・建設業法施行規則に規定する登録基幹技能者講習など

V 障害者職業能力開発コース

・障害者職業能力開発訓練施設等の設置等 ・障害者職業能力開発訓練運営費

VI 人への投資促進コース

・高度デジタル人材訓練/成長分野等人材訓練 ・情報技術分野認定実習併用職業訓練
・定額制訓練 ・自発的職業能力開発訓練 ・長期教育訓練休暇等制度

VII 事業展開等リスクリング支援コース

【受給要件・受給額】

・助成金を活用できる事業主等や支給対象職業訓練については、さまざまな要件があります。このほかにも、雇用関係助成金共通の要件などいくつかの受給要件がありますので、詳しくは下記のホームページをご確認ください。

問い合わせ先・参考URL

最寄りの労働局またはハローワークにお問い合わせください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kensetsu-kouwan/kensetsu-kaizen.html

地域雇用開発助成金(地域雇用開発コース)

事業の概要

雇用機会が特に不足している地域の事業主が、事業所の設置・整備を行い、併せてその地域に居住する求職者等を雇い入れる場合、設置整備費用及び対象労働者の増加数に応じて助成されます。(1年毎に最大3回支給)

内 容

【助成額】

50万円～800万円

(大規模雇用開発計画の認定を受けた事業主に対しては1億円～2億円)

【対象地域】

○同意雇用開発促進地域(宮城県内、令和5年4月1日現在)

地域名	構成市町村	公共職業安定所	期 間
県南地域	白石市、角田市、蔵王町 七ヶ宿町、大河原町、村田町 柴田町、川崎町、丸森町	大河原	令和5年4月1日から 令和8年3月31日まで

○過疎等雇用改善地域一覧(宮城県、令和5年4月1日現在)

※指定期間は全地域が令和6年3月31日まで

石巻市、塩竈市、気仙沼市、名取市、多賀城市、岩沼市、東松島市、登米市(旧登米郡東和町、旧本吉郡津山町の区域)、刈田郡七ヶ宿町、柴田郡川崎町、伊具郡丸森町、亶理郡亶理町、山元町、宮城郡松島町、七ヶ浜町、利府町、黒川郡大郷町、牡鹿郡女川町、本吉郡南三陸町

問い合わせ先・参考URL

最寄りの労働局又はハローワークにお問い合わせください。

https://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/chiiki_koyou.html

宮城県プロフェッショナル人材 UIJ ターン助成金

事業の概要

県外に居住するプロフェッショナル人材を、民間人材紹介事業者を介し、新たに雇用した県内の中小企業に対し、その紹介手数料の一部を助成します。

内 容

■対象となる事業者

県内の就業地において、県外に居住するプロフェッショナル人材を新たに雇用する又はお試し就業(※)を行う、県内に本社又は本店を置く中小企業等

※「お試し就業」とは？

企業と県外に居住するプロフェッショナル人材が、県内への移住を伴う正式雇用の採否を判断するために、有期の雇用契約又は出向契約に基づいて、一定期間、受入企業で就業することをいいます。

■補助対象経費及び補助額等

補助対象経費	補助額	上限額
民間人材紹介事業者に支払った「紹介手数料」	補助事業者が負担した額の2/3以内	プロフェッショナル人材1人につき300万円を上限とする。

※申請は1事業者当たり、年度内2人までとします。

問い合わせ先・参考URL

宮城県経済商工観光部雇用対策課 電話:022-211-2772

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/koyou/uij-turn-joseikin.html>

学生の県内就職促進プログラム

事業の概要

これから就職を迎える20代前後の方は、これまでの世代とは異なる価値観を持ち、就職活動においてはインターンシップ等を活用した「タイパ(タイムパフォーマンス)」を重視する傾向がみられます。

本事業では、現代の若者の傾向を踏まえ、インターンシップの受入体制整備からインターンシップの実施、内定までの一貫した伴走支援を実施し、県内中小企業における人材確保を支援します。

内 容

【支援内容】

- ・ 相談窓口を設置し、各種相談に対応
- ・ 経営者、人事担当者等を対象とした、採用・定着に関するセミナーの開催
- ・ インターンシップの受入体制整備、若者人材確保のための伴走支援
→ 県主催のパッケージ型インターンシップ、合同企業説明会、座談会などへの参加

【支援対象】

宮城県内の中小企業等

問い合わせ先・参考URL

宮城県経済商工観光部雇用対策課 電話:022-211-2772

職業能力開発支援事業

事業の概要

企業の継続的発展には、従業員の計画的かつ継続的な職業能力開発が必要となります。そのために、各種の支援策が利用できます。

内 容

【技能向上訓練(在職者訓練)】

県立高等技術専門校や高齢・障害・求職者雇用支援機構の職業能力開発施設では、職業に必要な技能・知識を習得しようとする在職者を受入れて訓練(12~24 時間程度)を実施しています。

建築、造園、溶接、機械加工、情報処理など、各種のコースが用意されています。

【指導援助・情報提供】

県立高等技術専門校や高齢・障害・求職者雇用支援機構では、企業が行う従業員の教育訓練に次のような指導援助を行っています。

- ・指導員の派遣
- ・訓練等実施場所の貸与
- ・訓練等実施方法、内容等の指導・情報提供

※詳しくは、最寄りの県立高等技術専門校、宮城職業能力開発促進センターもしくは産業人材対策課にご相談ください。

問い合わせ先・参考URL

宮城県経済商工観光部産業人材対策課 電話:022-211-2762

技能検定制度

事業の概要

技能検定は、各都道府県職業能力開発協会が実施する職種（機械検査、建築大工など 111 種）と、民間の試験機関が実施する職種（ウェブデザインなど 20 職種）があり、全部で 131 職種あります。

職種ごとに特級、1 級、2 級、3 級、単一等級に区分されています。合格者には、特級・1 級・単一等級は厚生労働大臣から、2 級・3 級は宮城県知事から合格証書が交付され、「技能士」の称号が与えられます。

内 容

【受検の申請】

- 各都道府県職業能力開発協会では、概ね職種ごとに前期と後期に分けて実施しています。（都道府県によっては実施しない職種もあります。）

詳しくは、宮城県職業能力開発協会にお問い合わせください。

- 受検手数料

学科試験が 3,100 円 実技試験が 18,200 円（一部職種により異なります。）

※23 歳未満の方の実技試験（3 級）受検手数料が最大 9,000 円減免されます。

【試験の方法】

実技試験と学科試験があり、両方の試験に合格することが必要です。（片方のみ合格した場合、次回以降は合格となった試験は免除されます。ただし、特級は合格した日から 5 年間までです。）

【技能検定合格のメリット】

技能検定合格者には、他の各種資格に関して、受験資格の付与や試験免除等の特典が認められる場合があります。

- 職業訓練指導員試験の受験資格
- 労働安全コンサルタント試験の受験資格
- 作業環境測定士試験の受験資格
- 建設業法での専任の者（営業所ごとに設置）、主任技術者の資格 など

問い合わせ先・参考URL

宮城県経済商工観光部産業人材対策課 電話：022-211-2763

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sanzin/minkan1.html>

宮城県職業能力開発協会 電話：022-271-9917